

町立幼稚園 保護者 各位

西原町教育委員会  
教育長 新島 悟  
(公印省略)

### 町立幼稚園の臨時休園の実施及び当該期間中の預かり保育について

みだしのことにつきまして、去った8月23日(月)に町ホームページや防災無線などで9月1日(水)の登園開始をお知らせしたところではありますが、県内の新規感染者数が800名を超え、町内の新規感染者数も増加傾向にあるため、園児への感染拡大防止及び心身の安全確保を最優先として、下記の期間については臨時休園といたします。

保護者の皆様におかれましては、趣旨をお汲み取りくださり、ご理解とご協力のほど賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**【臨時休園期間】 令和3年9月1日(水)～令和3年9月5日(日) 5日間**

但し、臨時休園期間中、就労の職種上、休みが取れない方で預け先が確保できないなど、やむを得ない場合に限り、次のとおり預かり保育を実施します(土日を除く)。

#### 【利用条件】

1. 保護者や親族等による家庭保育の対応ができない場合
2. その他特別な事情により預け先の確保ができない場合
3. 利用期間中の弁当を準備できる保護者

※休園期間中の給食費については、今後調整し、あらためて連絡します。

#### 【利用可能時間】

区分	利用可能時間
通常の預かり保育の利用決定を <u>受けている</u> 場合	8:15～18:30
通常の預かり保育の利用決定を <u>受けていない</u> 場合	8:15～14:00

※上記は最大利用可能時間となっています。早めのお迎えについては柔軟に対応いたしますので各園にご相談ください。

#### 【留意事項】

- (1) 登園降園時は園児・保護者ともにマスクの着用を徹底してください(推奨:不織布マスク)。
- (2) 毎朝、家庭での検温を徹底し、発熱等の風邪症状がある場合は登園させないでください。
- (3) 同居家族内に発熱や風邪症状の方がいる場合は登園させないでください。
- (4) 同居家族内に濃厚接触者指定等のPCR検査を受検する方がいる場合は登園させないでください。
- (5) 同居家族内に濃厚接触者指定ではなくPCR検査を受検する方がいる場合は、原則、登園は可能ではありますが、慎重な判断をお願いします。
- (6) 陽性者が確認された場合は、預かり保育を中止する場合があります。あらかじめご了承ください。